

令和 2 年 4 月 9 日
2 0 8 ・ 2 0 9 会 議 室

令和 2 年第 7 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和2年第7回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和2年4月9日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 3時58分

2 場 所 208・209会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 田中 健一 伊藤 憲春

嶋田 敦子 小林 章子

署名委員 嶋田 敦子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 大野 茂 教育総務課長 小林 直弘

学務課長 杉浦 丘美 指導課長 前田 元

統括指導主事 寺田 良太 統括指導主事 川崎 淳子

教育支援課長 秋武 典子 生涯学習推進センター長 岡部 浩昭

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第19号 立川市教育委員会表彰について
- (2) 議案第20号 専決処分について（立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について）
- (3) 議案第21号 専決処分について（立川市歴史民俗資料館の臨時休館について）
- (4) 議案第22号 専決処分について（図書館の臨時休館について）
- (5) 議案第23号 専決処分について（立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について）
- (6) 議案第24号 専決処分について（立川市地域学習館の臨時休館について）
- (7) 議案第25号 専決処分について（立川市学習等供用施設の臨時休館について）
- (8) 議案第26号 専決処分について（立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について）
- (9) 議案第27号 専決処分について（立川市歴史民俗資料館の臨時休館について）
- (10) 議案第28号 専決処分について（図書館の臨時休館について）

2 報告

- (1) 令和2年第1回立川市議会定例会報告について
- (2) 教育委員会職員の人事異動について
- (3) 令和2年度児童・生徒数及び学級数について
- (4) 令和2年度特別支援学級児童・生徒数及び学級数について
- (5) 新型コロナウイルス感染症の対応について

3 その他

令和2年第7回立川市教育委員会定例会議事日程

令和2年4月9日

208・209会議室

1 議案

- (1) 議案第19号 立川市教育委員会表彰について
- (2) 議案第20号 専決処分について（立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について）
- (3) 議案第21号 専決処分について（立川市歴史民俗資料館の臨時休館について）
- (4) 議案第22号 専決処分について（図書館の臨時休館について）
- (5) 議案第23号 専決処分について（立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について）
- (6) 議案第24号 専決処分について（立川市地域学習館の臨時休館について）
- (7) 議案第25号 専決処分について（立川市学習等供用施設の臨時休館について）
- (8) 議案第26号 専決処分について（立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について）
- (9) 議案第27号 専決処分について（立川市歴史民俗資料館の臨時休館について）
- (10) 議案第28号 専決処分について（図書館の臨時休館について）

2 報告

- (1) 令和2年第1回立川市議会定例会報告について
- (2) 教育委員会職員の人事異動について
- (3) 令和2年度児童・生徒数及び学級数について
- (4) 令和2年度特別支援学級児童・生徒数及び学級数について
- (5) 新型コロナウイルス感染症の対応について

3 その他

◎開会の辞

- 小町教育長 ただいまから、令和 2 年第 7 回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
署名委員に嶋田委員、お願いします。
- 嶋田委員 はい。承知しました。
- 小町教育長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案 10 件、報告 5 件でございます。
その他は議事進行過程で確認をいたします。
次に出席者の確認を行います。大野教育部長、お願いします。
- 大野教育部長 本日第 7 回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、
教育総務課長、学務課長、指導課長、川崎統括指導主事、寺田統括指導主事、教育支援課長、
生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(1) 議案第 19 号 立川市教育委員会表彰について

- 小町教育長 それでは、1 議案(1)議案第 19 号、立川市教育委員会表彰について、を議題と
いたします。
小林教育総務課長、お願いいたします。
- 小林教育総務課長 議案第 19 号、立川市教育委員会表彰について、ご説明いたします。
本件に関しましては、立川市教育委員会表彰規程第 3 条第 3 号の規程に基づき、10 年間の
長きにわたり、たちかわ市民交流大学企画運営委員会にご尽力いただきました長島伸匡氏を
表彰するものでございます。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。
- 小町教育長 説明ありがとうございました。
これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。
はい、田中委員。
- 田中委員 今の説明にもございましたように、教育委員会表彰規程第 3 条第 3 号により本表
彰者となり、今お話にもございましたように 10 年間にわたる職責を全うされて、大きな功績
をあげられたと伺っております。よって、ご説明のとおりご承認されることをお願い申し上
げます。
- 小町教育長 ほか、ございますか。
〔「ありません」との声あり〕
- 小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第 19 号、立川市教育
委員会表彰について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」との声あり〕
- 小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号、立川市教育委員会表彰について、

は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第20号 専決処分について(立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について)

○小町教育長 続きまして、1議案(2)議案第20号、専決処分について(立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について)、を議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いします。

○岡部生涯学習推進センター長 議案第20号、専決処分について、ご説明させていただきます。

専決処分書にございますように、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をするものでございます。

内容につきましては資料の3ページをご覧ください。

立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について、でございます。

第6回立川市教育委員会議案第16号で立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員に委嘱することとした榎並隆博氏について、所属団体の人事異動により、後任となる次の者を委嘱することといたします。

委嘱する委員の氏名は、岡部君夫様。住所は日野市栄町、選出区分は関係行政機関の職員でございます。委嘱年月日は令和2年4月1日。任期満了年月日は令和4年3月31日でございます。

説明は以上のとおりです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、説明にもございましたように、社会教育法第15条第2項、立川市生涯学習推進審議会条例第4条第1項及び同第2項の規定に基づく所属団体の人事異動によるものでありと説明がございました。よって、ご説明のとおりよろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第20号、専決処分について(立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第20号、専決処分について(立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について)、は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第21号 専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)

○小町教育長 続きまして、1議案(3)議案第21号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、を議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○岡部生涯学習推進センター長 それでは議案第21号の専決処分について、説明をいたします。

専決処分書でございますように、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分いたします。

内容につきましては3枚目をご覧ください。

歴史民俗資料館の臨時休館について、でございます。

理由は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため。

対象施設、立川市歴史民俗資料館。位置、立川市富士見町3丁目12番34号。そして附属施設であります川越道緑地古民家園。立川市幸町4丁目65番地でございます。

臨時休館とした期間、令和2年4月1日から令和2年4月12日までの11日間となります。

休業する業務につきましては、館内及び敷地内施設での展示公開。

通常どおり行う業務は、埋蔵文化財包蔵地の照会や届出、指定文化財の保存や保護に関する文化財の電話相談、収蔵資料に関する閲覧、問合せ等、利用に関する業務でございます。

周知は、館内及び資料館ホームページへの掲示となっております。

説明は以上のとおりです。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のうえからも、対象施設である資料館及び古民家園の臨時休館については、よろしくお願いいたします。

なお、1点質問として、収蔵資料に関する閲覧について質問をいたします。4月7日に安倍首相から緊急事態宣言として概要が6つのポイントで示されました。また同日、小池東京都知事からも同様の感染防止に対するコメントが出されております。なお、小池知事としては10日に休業の要請をして、正式には11日から休業等の実施、そのようにプレス発表されました。したがって、このような緊急事態の中で、通常どおりの業務の中で「収蔵資料に関する閲覧」、これについては休業業務のうえからも中止してはどうか。あるいは中止しないまでも、別途どのような対応をとるのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長。

○岡部生涯学習推進センター長 休業にしてはどうかということですが、今のところは申し込みがない状況になっております。そしてあと、写真などはテレビ局等が取材に必要というものがおりますので今は業務を続けているのですが、検討することは可能でございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 そういう中、この新型コロナウイルス感染拡大防止については、ぜひ注意しながらお進めいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第 21 号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 21 号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、は承認されました。

◎議 案

(4) 議案第 22 号 専決処分について(図書館の臨時休館について)

○小町教育長 続きまして、1 議案(4)議案第 22 号、専決処分について(図書館の臨時休館について)、を議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、議案第 22 号の専決処分につきまして、ご説明いたします。

図書館条例第 6 条の、ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に休館日を定めることができる、の規定に基づき実施しました 4 月 2 日から 12 日までの中央図書館及び地区図書館全館における臨時休館について、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

市内 11 か所のブックポストでの図書資料回収業務を行っている以外、図書館サービス全般を休止する必要性につきましては、利用を制限することにより新型コロナウイルス感染拡大を防止し、利用者及び職員への影響を最小限とするための措置であります。

周知方法につきましては、館内、市ホームページ及び図書館ホームページへの掲示をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、説明がございました方向でよろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第 22 号、専決処分について(図書館の臨時休館について)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 22 号、専決処分について(図書館の臨時休館について)、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第 23 号 専決処分について(立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について)

○小町教育長 続きまして、1 議案(5)議案第 23 号、専決処分について(立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について)、を議題といたします。

前田指導課長、説明をお願いいたします。

○前田指導課長 それでは、立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

令和元年 12 月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。同法 7 条に基づき令和 2 年 1 月に公立学校の教職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が告示され、サービス監督権者である教育委員会が講ずべき措置が示されました。本件は学校教育の維持向上に資するため、また教育職員の業務量の適切な管理を行うため同指針に基づき立川市立学校管理運営規則の改正を行うものでございます。

なお、同改正内容は東京都条例の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に基づいております。令和 2 年 3 月 31 日に同条例の改正が公示された後、4 月 1 日付で管理運営規則の改正を行う必要があることから、教育長の専決処分とさせていただいております。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いします。

はい、田中委員。

○田中委員 今の説明にもございますように、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、これは平成 7 年の東京都条例第 45 号の規定に基づく教育職員の業務量の適正な管理、そういうことがきちんとした法的な根拠がありますので、今ご説明のとおり承認されるようお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 関連したことで質問してもよろしいでしょうか。今まで先生は本当に聖職として奉仕の精神で一生懸命働いていただいていたんですけれども、やはり心身ともに健全でないという教育はできない、人間的にそういうものがないという教育はできないというふうに私は思っていますので、労働条件は大事だなと思っております。この規則が改正されたことで残業の上限が決められたということですが、立川市の労働実態ということで、どのように把握されているのか。今タイムカードで管理されているかとは思いますが、実態

はどうなのかということを確認でなくても結構ですけれども、簡略的にでも教えていただきたい、まずそれをお願いします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 昨年度の時点で申し上げますと、昨年の4月の教育委員会定例会の中で働き方改革の指針についてお示しさせていただいたところでございますが、そのときの基礎データで申し上げますと、今回の改正で45時間をお示しさせていただいているところですが、45時間以上の実態があったのは事実でございます。それを解消するためにスクール・サポート・スタッフや副校長補佐等、教員の業務支援の手立てをこれまで講じてきておりまして、現在、出退勤システムを導入して実際の教員の総在校時間の管理を進めながら業務の効率化をさらに図っています。今回示された45時間というのが教員の学校の業務の効率化、働き方改革を推進していくというふうに思っているところです。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 いただいたこちらの「立川の教育」を見せていただきますと、学校への支援が出ています。学校事務への補助、支援ということとか、いろいろ側面からのものがあるんですけども、そういうことも大事ですが、やはり先生方が今までやってきた仕事の見直しということもとても大事になってくるのではないかと。必要なこと、必要でないこと、できること、できないこと、改めて見直す必要があるというか、日頃していただいているのかもしれませんが、何か具体的な例がありましたら教えていただきたいですし、どういうふうに合理化されたことが立川の地区の学校に広まっていったのか、ありましたら教えてください。

○小町教育長 前田指導課長、お願いします。

○前田指導課長 その1つが、この4月からスタートさせていただく共同事務室の運営事業の中に含まれてくるかなと考えております。その中で事務手続きの標準化を図ることで、例えばこれまで担任の先生方は集金等、現金を集金してそれを実際数えてというようなことをしてきたわけですが、そういった担任の先生方が現金を扱って集金を行うというようなことは一切ないような形、各学校のそういった現金の取り扱いがないような形の標準化でありますとか、あるいはスクール・サポート・スタッフの活用の仕方の例として、印刷業務だけではなくて校内掲示等、掲示物40枚張るだけでかなり時間がかかります。

そういったところの支援をうまく使っていただくことで、教員が実際に子どものことを考える時間を確保しようというような形での活用方法等を周知させていただいておりまして、そういったところで、どうしても側方支援になりますけれども、教員がこれまでメインとしてやってきた、一人でやってきた部分ではないところは、徐々に、徐々に広げられているかなと考えておるところです。今後も同様に、教員のいわゆる本分に集中できるような状態というのをつくれるように支援していきたいと思っています。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 本当にそういう側面からの支援で先生方が働きやすくなるのではないかとというふうに思いますが、学校の中でもやっぱり改善できることっていうのがあるのではないかと思います。

います。あとは、先生方一人ひとりのタイムマネジメント、時間管理の意識によっても全然違ってくると思うんです。ここにいる皆さんもそうだと思いますけれども、私も仕事するときに、何時に終わらせようというふうに思うと、仕事が早く進むということがありますので、その意識も大事と思います。

あとは、いつも学校にお邪魔して思うのですが、学校に行くのはとても楽しくて、毎回すごく感動させていただいておりますけれども、何かちょっと負担をかけているのではないかなというような気もするときもあるんですね。できるだけ私たちも先生方の業務を減らすような協力をさせていただきたいと思っています。例えば、前から思っていたのですが、靴を入れる下駄箱、そこへいちいち来校者の名前を張っていますけれど、本当に子どもじゃないので空いている所にちゃんと入れられますので、たいした作業量ではないのかもしれませんが、気持ち的に、そこまでしていただかなくてもよいと思います。もっと自分の業務に集中していただきたいというような気持ちが、前から思っていたので、それだけではなく見直せる部分がありましたらそうさせていただきたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第23号、専決処分について(立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第23号、専決処分について(立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について)、は承認されました。

◎議 案

(6) 議案第24号 専決処分について(立川市地域学習館の臨時休館について)

○小町教育長 続きまして、1議案(6)議案第24号、専決処分について(立川市地域学習館の臨時休館について)、を議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いします。

○岡部生涯学習推進センター長 議案第24号、専決処分について、説明をさせていただきます。

専決処分書にございますように、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、専決処分をするものでございます。

3ページ目をご覧ください。

立川市地域学習館の臨時休館について、でございます。

理由は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため。

対象施設は、立川市の全施設となっております。

臨時休館とした期間は令和2年4月8日から令和2年5月6日までの27日間でございます。

休業する業務は、館内及び敷地内の施設利用です。

通常どおり行いう業務は、施設利用に関する申請・相談業務、事業の企画・運営等の情報提供・電話相談・受付業務、施設維持管理業務でございます。

周知は、館内及び市ホームページへの掲示でございます。

説明は以上のとおりです。よろしくご審議お願いします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、説明がありましたように、対象施設が立川市柴崎学習館からはじまって立川市幸学習館、全部で6館ございますけれども、これについては4月8日から5月6日までの27日間ということですので、是非、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の面からも、説明のとおりよろしくをお願いいたします。

なお1点だけお尋ねしたいのですが、5月6日以降、再開されることについての決定については立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の会議を受けて再開になるのでしょうか。その点をお伺いします。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長。

○岡部生涯学習推進センター長 委員のおっしゃるとおり、感染症対策本部の指示を受けて進めていきたいと思っています。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第24号、専決処分について(立川市地域学習館の臨時休館について)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第24号、専決処分について(立川市地域学習館の臨時休館について)、は承認されました。

◎議 案

(7) 議案第25号 専決処分について(立川市学習等供用施設の臨時休館について)

○小町教育長 続きまして、1議案(7)議案第25号、専決処分について(立川市学習等供用施設の臨時休館について)、を議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いします。

○岡部生涯学習推進センター長 議案第25号の専決処分についてご説明させていただきます。

専決処分書にございますように、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、専決処分をするものでございます。

3枚目をご覧ください。

立川市学習等供用施設の臨時休館について、でございます。

理由は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためです。

対象施設は、立川市滝ノ上会館をはじめ立川市全施設でございます。

臨時休館とした期間は、令和2年4月8日から令和2年5月6日までの29日間。

休業する業務は、館内及び敷地内の施設利用でございます。

通常どおり行う業務は、施設利用に関する申請・相談業務・施設維持管理業務です。

周知は、館内及び市ホームページへの掲示でございます。

説明は以上のとおりです。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、説明をいただいた方向でお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

なお、1点だけお伺いしたいのですが、先ほどの学習館については令和2年4月8日から
令和2年5月6日までの27日間、これについては条例に規定された休館日を除くというこ
とですけれども、こちらの学習等供用施設の臨時休館が令和2年4月8日から令和2年5月6
日までの29日間、これについては条例に規定された休館日を除くとなっております、先ほ
どの学習館と同じ期間で27日間、こちらの学習等供用施設のほうは29日間と。この2日間
の違いというのは何なのでしょう、お伺いいたします。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長。

○岡部生涯学習推進センター長 こちらに関しては、学習館の館内整備日というのがございま
して、その2日間の違いでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第25号、専決処分につ
いて(立川市学習等供用施設の臨時休館について)、は提案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第25号、専決処分について(立川市学習等
供用施設の臨時休館について)、は承認されました。

◎議 案

(8) 議案第26号 専決処分について(立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館 について)

○小町教育長 続きまして、1議案(8)議案第26号、専決処分について(立川市林間施設 八ヶ

岳山荘の臨時休館について)、を議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いします。

○**岡部生涯学習推進センター長** 議案第 26 号、専決処分について説明をさせていただきます。

専決処分書にございますように、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をするものでございます。

3 枚目をご覧ください。

立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について、でございます。

理由は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため。

対象施設は、立川市林間施設、山梨県北杜市でございます。

臨時休館とした期間は、令和 2 年 4 月 8 日から令和 2 年 5 月 6 日までの 29 日間です。

休業する業務は、館内及び敷地内の施設利用。

通常どおり行う業務は、電話による受付、問合せ等の業務、施設維持管理業務です。

周知に関しては、市ホームページに掲示してございます。

説明は以上のとおりです。よろしくご審議お願いいたします。

○**小町教育長** 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 今、説明をいただいた方向で承認されるよう、お願いいたします。

1 点だけお尋ねしたいのですが、立川市の林間施設八ヶ岳山荘については、ご承知のように小学校 5 年生が 2 泊 3 日で校外学習を行っています。したがって、年間計画の中で位置づけされている学校利用についてはコロナウイルスの関係で中止ということになるわけですが、これがもし再開された場合に、中止になった学校がほかの日程で入ることは可能なのでしょうか、お伺いします。

○**小町教育長** 前田指導課長。

○**前田指導課長** 現在、八ヶ岳についてですけれども、各小中学校の宿泊的な行事、特に 1 学期に予定されている部分につきましては、今般のこの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、2 学期以降への延期を中心に調整を図っているところでございます。特に八ヶ岳山荘とのやり取りについては具体的に対応を進めさせていただいておりまして、今の時点では何とか 2 学期以降というところでの開催ができそうなどころまで調整が進んでいるところでございますが、その他の宿泊的な行事についても、できる限り延期して実施可能な形となるよう現在、関係各署と調整を図らせていただいている最中というところでございます。

○**小町教育長** 田中委員。

○**田中委員** 今、延期しても実施できるように何とか工夫していきたい旨のお話があったので、子どもたちも 2 泊 3 日の校外学習についてはいろいろな意味で楽しみにしておりますので、是非その辺りについてご配慮いただくよう、お願い申し上げます。

○**小町教育長** ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第26号、専決処分について(立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第26号、専決処分について(立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について)、は承認されました。

◎議 案

(9)議案第27号 専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)

○小町教育長 続きまして、1議案(9)議案第27号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、を議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いします。

○岡部生涯学習推進センター長 議案第27号、専決処分について説明をさせていただきます。

専決処分書、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、専決処分をするものでございます。

3ページ目をご覧ください。

歴史民俗資料館の臨時休館について。

理由、新型コロナウイルス感染拡大防止のため。

対象施設は、立川市歴史民俗資料館及び川越道緑地古民家園でございます。

臨時休館とした期間は、令和2年4月12日までの休館を5月6日までに延長するものでございます。

休業する業務は、館内及び敷地内施設での展示公開。

通常行う業務は、埋蔵文化財包蔵地の照会や届出、指定文化財の保存や保護に関する文化財の電話相談、収蔵資料に関する閲覧、問合せ等、利用に関する業務でございます。

周知は、館内及び資料館ホームページへの掲示でございます。

説明は以上のとおりです。よろしくご審議お願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今説明いただいた方向で承認されるようお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第27号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、は承認されました。

◎議 案

(10) 議案第 28 号 専決処分について (図書館の臨時休館について)

○小町教育長 続きまして、1 議案(10)議案第 28 号、専決処分について(図書館の臨時休館について)、を議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、議案第 28 号の専決処分につきまして、ご説明いたします。

図書館条例第 6 条の、ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる、の規定に基づき実施しました 4 月 12 日までの休館を、5 月 6 日まで中央図書館及び地区図書館全館における臨時休館につきまして、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

市内 11 か所のブックポストでの図書資料回収業務を行う以外は図書館サービス全般の休止をさらに延長する理由につきましては、利用を制限することにより新型コロナウイルス感染拡大を防止し、利用者及び職員への影響を最小限にとどめるための措置でございます。

周知方法につきましては、館内及び市・図書館ホームページへの掲示を行っております。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今ご説明いただいた方向で承認されるよう、お願いいたします。

なお、1 点だけ伺いたいのですが、中央図書館、あと 8 つの地区図書館がありますが、この中で、この休館中にこのような課題があると、そんな課題がもしございましたらお願いいたします。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 利用者の声でございます。都及び国の方針に基づきまして適切に行っているという評価をいただいた声がある反面、やはり利用者へのサービスにつきまして、早く開館できるように望みたいという声も多数ございました。私としましても、このコロナウイルス感染が早く終息しまして、開館できることを望んでおります。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 恐らくいま池田館長からご説明があったように、市民の方々含めて一日も早く図書館が開館されるように望んでいると思いますが、新たな課題が発生した場合には定例会等で報告いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第28号、専決処分について(図書館の臨時休館について)、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第28号、専決処分について(図書館の臨時休館について)、は承認されました。

◎報 告

(1) 令和2年第1回立川市議会定例会報告について

○小町教育長 続きまして、2報告(1)令和2年第1回立川市議会定例会報告について、を議題といたします。

大野教育部長、説明をお願いします。

○大野教育部長 それでは、令和2年第1回立川市議会定例会報告をいたします。

資料の1ページをご覧ください。

1 議会日程、についてでございます。

議会日程表につきましては、資料の3ページ、4ページに出ているところでございます。また本議会は、例年になく、新型コロナウイルス感染症対応のため、議会日程につきまして会期を短縮しております。

まず会期でございます。当初は2月19日から3月24日までの35日間を予定しておりましたが、2月19日から3月18日までの29日間に短縮しております。

また一般質問についてでございます。当初は3日間で19人の質問を予定しておりましたが、1日で6人の質問に短縮いたしました。なお、7人目以降の質問につきましては文書質問ということで議員のほうから文書で質問をいただきまして、市のほうで文書で回答する、このような形式をとったものです。

次に、常任委員会の取扱いでございます。一人当たりの質問時間について、例年80分のところを30分に短縮したものです。

予算特別委員会につきましても、一人当たりの質問時間について、例年47分のところを33分に短縮しました。日程につきましても、5日間から3日間に短縮ということでございます。

2 予算提案説明、でございます。

令和2年2月19日に市長が令和2年度の予算の提案説明を行いました。

3 代表質問、予算特別委員会設置・付託、であります。

市長の予算提案に対しまして代表質問が行われました。日程は令和2年2月26日であります。また、同日には予算特別委員会の設置・付託が行われました。

それでは質疑につきまして、概要を説明したいと思います。質問のほうは4人の議員から行われました。

まず1番目、須崎八朗議員であります。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会観戦の引率支援員についてということで、配置、役割、責任についての質問でございました。この質問に対しましては、まず配置といたしまして、引率支援員につきましては各学校が保護者や地域の方々に依頼する形で、人数につきましては1回の観戦につき3名まで可能ということ、また、役割につきましては、引率員につきましては、子どもたちの歩行、駅構内等での安全確認や注意喚起、及び体調不良の児童・生徒の付き添いが主な役割となります。責任につきましては、事故等が起こった場合にはボランティア保険での対応となるというような答弁をしたところでございます。

2番目の質問でございます。中町聡議員からございました。

大きく、子育て、教育について3点の質問がありました。1点目は、学校給食についてでございます。こちらの質問につきましては、共同調理場のほうが単独調理方式よりも安全で安心な給食が提供できるということで、新学校給食共同調理場において給食を提供することが、長期的にみれば最善の選択であるというような答弁をしたところでございます。

2点目が、給食食材放射能測定についてであります。野菜につきましては、本市では平成23年8月から保育園や学校給食で使用する食材の放射性物質検査を実施しています。この間、基準値を超えたことがないことから、平成31年度末で終了するという答弁をいたしました。

3点目でございます。令和2年度から実施される小学校のプログラミング教育に伴う教職員の多忙化についての質問であります。プログラミング教育につきましては、これまでも円滑に導入されるよう教育委員会と学校とが連携して準備を進めてきたところであります。また学校におきましても、自校の状況を踏まえまして、年間計画の作成や使用教材の検討などを計画的に進めているので、教員の業務の過重な負担増とはならないと考えているというような答弁をしたところでございます。

3人目の質問になります。高口靖彦議員からの質問です。

学校教育について3点の質問をいただきました。まず1点目でございます。新規事業の学校現場の負担増についてということでございます。令和2年度は認知症サポーター養成講座、中学校の美術鑑賞教室、プログラミング教育、また自閉症・情緒障害特別支援学級の令和3年度開設に向けた準備等を行うこととしております。これらにつきましては、教育委員会が校長会と連携しまして学校を積極的にサポートすることによって、学校現場に過重な負担とならないよう教育委員会が支援して進めていきたいと考えているというような答弁をいたしました。

2点目の質問になります。道徳の教科化、英語授業の開始についての学校現場での負担増についてという質問でございます。こちらにつきましては、これまでも研修や実践事例の資料提供等、計画的に進めてきておりまして、学校現場において過度の負担にならないよう配慮しているという答弁をいたしました。

3点目でございます。学校 ICT 環境整備についてということで、児童生徒用のパソコンの1人1台化についての質問でございます。現在、本市では8人に1台の割合で配備しているところでございます。国は児童・生徒の1人1台端末の整備を目指しまして、今国会において

令和元年度補正予算として総額約2,300億円の予算を計上したところでございます。本市におきましては、1人1台パソコンの導入につきましては、校内ネットワークの状況、あるいは補助金の上限額、あるいは維持管理費等、市の財政負担が数億円にも上ると見込まれます。また1人1台の環境をどう子ども達の学びの向上に結び付けていくかという検討も必要である。これらの課題を踏まえて方向性を検討していくというような答弁をしたところでございます。

4人目は大石ふみお議員でございます。

1点目は歴史・民俗普及活動についてということで、本市においては歴史民俗資料館で貴重な資料を活用した年3回の企画展や体験学習などの講座を開催しているほか、資料館だよりを発行して利用を図っています。また、市民から寄贈された貴重な資料については、毎年新収蔵品展を開催いたしまして、いち早く市民に公開していることを答弁させていただいたところでございます。

2点目です。変形労働時間制の導入についての質問でございました。変形労働時間制の導入につきましては、東京都教育委員会の所管となっておりますので、その動向を注視して対応を進めていくというような答弁をしたところでございます。

3点目です。放課後の自動音声対応装置についての質問でありました。これの導入にあたりましては、まず1点は、児童・生徒に事故があった場合などの緊急連絡のしくみをしっかり整えた上で導入するという。導入にあたっては市民の皆さんへ十分周知をしていく、メッセージの内容ですとか自動音声対応装置への切り替え時間につきましては、他の自治体の事例や、校長会とも相談しながら決めていくというような答弁をしたところでございます。

4点目です。主権者教育についてでございます。こちらにつきましては、学校では社会で起きている出来事について、自ら考え、主体的に行動し、主権者としての自覚を育む授業を社会科を中心として行っているところでございます。また、本市の教育の特徴的な取組である立川市民科の学習を通して、今後も積極的に進めていくというような答弁をしたところでございます。

5点目です。新学校給食共同調理場の整備についてであります。こちらにつきましては、共同調理場のほうが単独調理方式よりも安全で安心な給食の提供が可能となるということから、共同調理場で給食を提供していくことが長期的に見れば最善の選択であると考えているというような答弁をいたしました。

以上が代表質問の概要となります。

次に、4一般質問、についてでございます。

こちらにつきましては先ほど申し上げましたように、1日だけ、令和2年2月27日木曜日に行いました。一般質問順序表につきましては資料5ページから12ページに記載しております。こちらは当初19人の議員からの質問がございました。先ほども言いましたように、1番から6番の議員につきましては議場で質問を行いましたけれども、7番から19番の議員につきましては文書質問という形で行ったところでございます。

それでは質疑の概要につきましてご説明いたしますので、5ページをお開きください。

一般質問順序表のところマジックで下線がされている所、これにつきまして教育関係の質問となっているところがございます。

まず、受理番号2番、頭山太郎議員の質問でございます。

新型コロナウイルス等の感染症対策についてということで、学校など人が多く集まる場所ではどのような対策をとっているのかという質問でございました。学校におきましては、文部科学省や東京都から発出されました「新型コロナウイルス感染症を踏まえた学校における感染症対策の徹底について」等の通知に基づいて対応しているということ。また、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見やいじめが発生しないように、人権に十分配慮した指導を行っていることを答弁しました。

受理番号3番、江口元気議員の質問でございます。

読書習慣についてということでございます。本市の小中学校では朝の読書、授業中での学校図書館利用を行うなど、日常的に読書習慣を身に付けるための取組を進めていること。また、小学校3・4年生の国語の授業では、図書館の本が番号で分けられて、分類ごとに棚に並べられていることを学習し、実際の体験を通して、どの棚にどの本があるかなどを調べる活動をしていること等を答弁いたしました。また、図書館では学校カリキュラムに対応した図書への団体貸出に対応するため、学校と連携を図り、調べ学習用図書の蔵書の充実に取り組んでいることについての答弁したところでございます。

受理番号4番、伊藤大輔議員の質問であります。

公共施設の安全対策ということで、教育部が配備しております公共施設への防犯カメラの設置についての質問であります。市民の安全確保のための公共施設への防犯カメラの設置につきましては、施設所管課が独自に判断するものではなく、市の統一的なルールに基づいて判断する必要があるということで、今後、庁内で統一ルールの課題整理を進めていきたいというような答弁をしたところでございます。

受理番号5番、糸川敏男議員の質問でございます。

安心・安全なまちづくりについてということでございました。まず、小学校周辺に設置されている防犯カメラについて、今後増やす考えはあるのかという質問でございました。学校設置の防犯カメラにつきましては、平成13年度に1校当たり平均4台設置しました。近年は、その更新時期にあたりまして順次更新を進めているということでもあります。現時点では増設については考えていないという答弁をいたしました。また、通学路の防犯カメラにつきましては、平成27年度から東京都の設置基準に合わせまして1小学校区に5台の整備を進めているところでございます。現時点ではこれについても増設を考えていないというような答弁をしたところでございます。

資料7ページをご覧ください。受理番号6番、伊藤幸秀議員でございます。

平和教育についてという質問で、内容は、広島への中学生派遣平和学習について、どのように総括しているのか。また、派遣人数を拡大して、より多くの中学生に機会をつくべきで

はないかという質問でございました。立川市中学生平和学習派遣事業につきましては平成30年度から開始した事業でございまして、市内9つの市立中学校から各校1名の生徒を被爆地である広島市に派遣して、平和学習を行っております。平成31年度は2年目を迎えて、昨年の8月20日、21日に1泊2日で生徒を派遣し、令和2年2月15日の立川教育フォーラムで学習成果を市民に発表したところでございます。また、3回目となります令和2年度、今年度につきましては、派遣人数については各校1名ということで前年と同じということを考えておりますけれども、生徒たちが学んだ内容をさらに多くの市民に発信するために、大人向けの平和学習における発表や教育広報紙「たち」等での体験記の掲載等、多様な取組を企画し、内容を充実させていきたいというような答弁をいたしました。

次に、受理番号8番です。ここからは文書質問という形でございます。

受理番号8番、若木早苗議員の質問でございます。

子ども達が安心して学べる学校の体制についてという形で、3点質問をいただきました。

まず1点目は、変形労働時間制についてということで、変形労働時間制につきましては東京都教育委員会が所管しておりますので、その動向を注視して対応を図っていく。本市におきましては法令を遵守する立場から、条例に従った対応を行っていくというような答弁をしたところでございます。

2点目でございます。教職員等の確保について、ALTの学校配置についてのご質問でございました。ALTにつきましては、英語発音や国際理解教育の向上を目的に補助的に配置しているため、全ての授業に必須であると考えていませんので、ALT以外の特別の指導員を教育委員会で確保する予定はないというような答弁をしたところでございます。

3点目です。給食の牛乳パックについてということで、令和2年度から学校におきまして牛乳パックのリサイクルの開始につきましての質問でございます。これにつきましては、市といたしましては牛乳アレルギーのある児童・生徒への対応について、現在、学校と教育委員会が連携して、児童・生徒の安全を最優先した対応方法を検討しているところであるという答弁をしたところでございます。

9ページ、受理番号11番、中山ひと美議員の質問でございます。

大きく、教育行政についての質問でございます。まず1点目は、中一ギャップ解消と教科担任制の導入についてということでありまして、中一ギャップ解消の取組といたしましては、中学校区を単位といたしまして、中学校授業体験や部活動体験、中学校英語教員の小学校派遣、文化的行事の合同実施などを行っておりまして、小学校と中学校の円滑な接続を目指している。また、中学校の授業形式に慣れるという目的で、小学校における教科担任制についても進めていきたいと考えているという旨を答弁いたしました。

2点目は、科学教育の展開についてということで、来年度の小学校科学教室センターの開設についてというご質問でございます。来年度の小学校科学教室センターにつきましては、参加人数の増加を踏まえまして、安全面も考慮して、段階に応じた学習の場の提供を目的に3コース制とします。科学教室1年目の5・6年生を対象としたベーシックコース、科学教室

2年目の6年生を対象としたアドバンスコース、希望する5・6年生を対象とした宇宙エレベーター教室を設定いたしまして、興味や経験に応じた内容を提供できるよう準備を進めているというような答弁をいたしました。

2点目の市内建築物の安全管理についてということで、学校施設の老朽化、特に非常階段の維持管理についての質問をいただきました。これに対しましては現在、非常階段を使用していない学校は10校ございます。また3年に1回実施している特定建築物定期調査では正の必要があると指摘されている学校は1校ありまして、こちらにつきましては早急に対応を図りたいというような答弁をしたところでございます。

受理番号13番、松本あきひろ議員でございます。

こちらは富士見町周辺についてということで、第四小学校の中規模改修工事についての質問でございました。第四小学校の中規模改修工事につきましては、今年度は校舎の外壁の改修工事と屋上防水工事で、3月末に終了する予定となっております。令和2年度は中規模改修工事といたしまして、校舎については、トイレ改修工事等を実施するとともに、体育館とプールを全面的に改修するという旨の答弁をしたところでございます。

受理番号15番、上條彰一議員でございます。

児童・生徒の安全性の確保についてという質問をいただきました。こちらにつきましては、学校現場からの要望と施設改修要望への対応についてということでありました。こちらに対しましては、令和2年度の校長会要望のうち施設関係のものについては、防犯カメラの更新、体育館空調の導入、ガラス飛散防止対策、雨漏り対応などございまして、これについては令和2年度予算に計上しているということ。また、改修要望は多岐にわたっておりますので限られた予算で一度に対応することは難しいということで、児童・生徒の安全を最優先し、優先順位をつけて要望に応じていきたいと考えているという答弁したところでございます。

また、2番目の質問としましては、児童・生徒のオリンピック・パラリンピック観戦についてということで、観戦時の課題と対応についてという質問をいただきました。オリンピック・パラリンピック観戦時の主な課題は、暑さ対策、交通安全対策があげられる。特に暑さ対策につきましては、各学校で冷却材及びび経口補水液を会場に持ち込み対応すること。交通安全対策につきましては、観戦引率支援員を1校当たり最大3名配置して児童・生徒の安全を確保していくというような答弁をいたしました。

最後でございます。受理番号18番、稲橋ゆみ子議員です。

増える「香害」(こうがい)の影響ということでもあります。化学物質である「香害」の実態についてございました。これに対しましては、これまで教育委員会において啓発活動を行ったことはなく、統一的な対応は特にしていない。今後苦情等があった場合は、事案ごとに対応を検討することになると考えているという答弁をしたところでございます。

2ページにお戻りください。

5文教委員会、でございます。文教委員会については令和2年3月6日金曜日にご覧いただきました。資料の13ページをご覧ください。文教委員会の報告でございます。

議案・請願・陳情等はございませんでした。

報告事項は全体で14項目であります。内容につきましては、この表のとおり今回は行政計画が多くを占めているところでございます。この中で一番ご質問が多かったのは8番の私費会計(学校給食費・就学援助費)の不適切会計処理について、ということで、これにつきましては再発防止をしっかりと行うとともに、市民からの信頼回復に努めていくというような強いご意見をいただいたところでございます。

2ページにお戻りください。

6 予算特別委員会、でございます。令和2年3月12日から16日に行われました。予算特別委員会が出された主な審議であります。何点か紹介したいと思います。

1 つ目は、小学校の連合音楽会廃止の取組についてということで、今、中学校区で音楽会の開催ということを行っています。これについてはコミュニティ・スクールと合致していい取組なので、今後もしっかり続けていってほしいというようなご意見をいただきました。

次に、教育フォーラムの運営についてです。こちらにつきましてはもっと広報を活用して、もう少し市民の方に来場してもらえるような工夫をしてもらいたいという要望でございます。

次に、新学校給食共同調理場の整備についてであります。こちらについても、丁寧に市民に説明していってほしいというようなご意見をいただきました。

牛乳パックのリサイクルについて。これにつきましては先ほどもありましたけれど、アレルギー対応をしっかり行ってほしいという要望がございました。

また小中学校の自動音声対応装置、先ほどもありましたけれども、こちらにつきましても、対応を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために小中学校の臨時休校に伴う給食食材補償については、どのような対応をしているのかという質問でございました。こちらにつきましては、キャンセルできない食材費につきましては市の公費で負担をしたというような答弁しております。

あと、第一小学校の150周年記念行事の中止についてであります。これにつきましては延期できないかというような話でございましたけれども、実行委員会のほうで残念ながら中止というような決定をしたという説明をしたところでございます。

また、学校支援員、特別支援学級支援員の増配置についてという要望もございました。こちらにつきましては、私どもとしては必要な人員を配置していると考えているということをお伝えいたしました。

また、第八中学校のプール改修工事につきましては、目隠し等を設置してほしいというような要望をいただきました。また、中学校給食につきましては、喫食率を上げる工夫をしてほしいというような要望もいただいたところでございます。

予算特別委員会については、以上でございます。

7 議案審議、でございます。令和2年3月18日に行いました。

まず、補正予算であります。教育支援課のほうで、子ども未来センター事務室拡張工事、

これは壁を移動させて事務室を広げるということであり、これは組織改正によりまして今年度から人員増になるということの対応であります。これに伴いまして事務用机ほかの購入も行っています。生涯学習推進センターでは、文化財保護事業費補助金の補正を行いました。これは国宝「六面石幢」の移設・修理事業の補助金に充てるための補正であります。図書館からは、上砂図書館等屋根改修工事、雨漏り対応ということで補正をしています。こちらの補正は、合計で約3,140万円ということになっています。

繰越明許費でございます。今申し上げた中の教育支援課の部分、図書館につきましては、平成31年度中の完了が見込めないため、繰越明許費といたしました。また、デジタル教科書購入、これは小学校のデジタル教科書でありますけれども、31年度に入札を行ったのですけれども不調となりました。その理由につきましては、教科書会社のほうの作成が遅れていたというようなことで繰越明許費という形となったところでございます。

次に、契約変更議案でございます。こちらは第七小学校の大規模改修工事の請負契約についてであります。契約金額につきまして667万7千円増額しまして8億3,585万7千円に変更したものでございます。変更理由といたしましては、体育館の吊り下げ式バスケットゴールの撤去新設が必要となったためという理由でございます。

令和2年第1回立川市議会定例会の報告は以上となります。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、嶋田委員。

○嶋田委員 代表質問の3番の高口議員の質問の中に学校ICT環境整備というのがありますけれども、やはり現状、タブレット端末が大変少ないのかなと思います。実際、学校にお邪魔した際などに、学年に1クラス分しかないんですよとか、古くなってしまって使えていないといったような声を先生方から伺うことがあります。また、今回のように休校が続く場合などに台数があれば貸出などもできたのかなということがありますし、それから今回、不登校の子どもなどにもタブレット端末を貸し出すということはできるのではないかというような意見を聞くこともありますので、予算などいろいろと難しいことはあると思いますが、検討していただければと思っています。

○小町教育長 大野教育部長。

○大野教育部長 嶋田委員がおっしゃるとおりでございます。今回、臨時休業になりまして、子どもたちの学習の保障ということでインターネット配信ということをやられている地区もでございます。残念ながら本市は子どもたち1人1台になっておりませんので、そういう手立てがないということで、私どももその点協議をしていたのですけれども、国のほうでも萩生田大臣が前倒しでそういう整備を現実に進めていく声がありましたので、早急に私どもも考え方をまとめまして、また教育委員会でご意見をお聞きするような場を設けて、是非、1人1台化に向けて進めていきたいというような気持ちを新たにしているところでございますので、是非そういうことでご理解いただきたいと思っています。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 今回のことに関連してですけれども、国が一昨日ですか閣議決定して2,292億円が計上されて、1人1台目指す、前倒しでということですので、わあっと喜んでいたんですけども、この答弁を見せていただくと、本当にがっかりしてしまいまして、今回のコロナの件でもテレビで報道されているのを見ますと、本当に立川というよりも日本が遅れているなというのをすごく感じております。私も同じ気持ちで、是非、早く1人1台を目指していただきたい。知り合いの話ですけれども、今回のことで私立の中学校はオンラインで授業をしているという情報が入っています。公立と私立の差があってはいけないと思いますので、本当によろしくお願ひしたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 大野教育部長、ご説明ありがとうございます。今の報告を受けながら議員の先生方に非常に丁寧に対応されていると思います。改めて感謝申し上げます。そこで私からは、代表質問そして一般質問、さらに文書質問について、質問と提言を織り交ぜて申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に代表質問でございます。3の高口靖彦議員、自閉症・情緒障害特別学級についてお伺ひします。令和3年度、立川市立第二小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級、いわゆる固定級を開設する準備に当たっておられるわけですが、具体的に第二小学校の何階に開設する予定をされておりますか。また、通常級の教室の確保は十分されておりますか。そのうえで、これまでモデル校の視察はされておりますか、という点をお伺ひします。

もう1つ、児童数や教職員数あるいは臨床心理士、場合によっては言語聴覚士等々の人材の配置、この点についてはどの程度を考慮しておられますか。

または、学校現場で過重な負担にならないようにしたいということで答弁されておりますが、現在想定される過重負担というのはどういうことがございますか、ということでお尋ねします。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 自閉症・情緒障害特別支援学級開設に向けた取組の件でございます。

まず1点目、二小の何階にということですが、2階に開設する予定で進めております。また、通常の学級の教室数ですけれども、学校としっかり相談しまして、しっかり通常の学級の教室の確保ができているということが確認できています。先進市の視察に行ったかということですが、平成30年度になります。他市の状況を確認させていただいています。多摩市にお伺ひしたということは認識しております。

続きまして児童数、教職員数、それから臨床心理士、言語聴覚士の人材の配置ということですが、児童数は16名になります。2学級の予定ですので教員は3名配置される予定です。臨床心理士、言語聴覚士等を専門で配置する予定はないのですが、学校にはスクールカウンセラーが、臨床心理士が配置されておりますのでそちらの活用ですとか、あとは教育相談のほうでも心理士が巡回相談を行うことが可能ですので、そういった派遣の活用ですとか、言

語聴覚士も教育支援課のほうで巡回相談ということで派遣をすることができますので、その活用をしていきたいと思います。

過重な負担というところですが、過重な負担にならないようにということで議会のところでは答弁、部長のほうから申し上げているところですが、負担として考えられることとしては、やはり特性の強いお子さんが集まるという形になりますので、学校全体で支援体制をつくっていただくというところでは、一つ大きな取組をしていただく必要はあるかなと考えています。ただ、特別支援学級として二小のお子さんとして受け入れていただく形なので、恐らく過重にはならないように支援していただければと思いますし、大きな負担になることはないのではないかと考えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 令和3年度に固定級の開設に当たって想定外の様々な課題も今後発生するかと思いますが、保護者の方もまた市民の方も期待していますので、どうぞよろしくお願いします。

次に一般質問でございます。受理番号 2、頭山太郎議員、新型コロナウイルス等の感染症対策についてでございます。この中でお伺いしたいことは、学校においては、3月1日から4月8日まで、文部科学省並びに東京都、あとは本市独自の文書、これが発出されたのは何件ぐらいございますか。それを受けて、学校から問い合わせが何件ぐらいありましたか。それに対して、どのような回答をお示しになられたのか、この辺りをお伺いしたいと思います。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 文部科学省や東京都、それから本市独自という、ちょっと捉え方が私独自のものになってしまうところはお許してください。今回の新型コロナウイルス感染の文書に関して影響を受けている多くの事業があるので、例えばオリンピック・パラリンピック観戦とか、その延期とかそういった文書は除いて、私どものほうで数えてみましたところ、文部科学省と東京都合わせた数ですが44件程度でございます。程度と申し上げましたのは、何をもって今ご質問いただいた件数と数えるのかというのが、いろいろな考え方ができるかなと思われましたので、44件程度という言い方をさせていただきます。

文部科学省と東京都が何件ずつであったかということまで確認がとれませんでした。合わせて44件程度ございました。それを受けて本市が発出した文書の数は10件でございます。

私どもの文書で見て、はじめて学校は国や都の方針を本市としてどう捉えるのかということを確認することになるわけですが、実はその10件の文書を発出するにあたっては、校長会とかなり国や都の動向について打ち合わせをさせていただいた上で文書の作成をさせていただいておりまして、発出後に私ども本市に対して各学校からお問い合わせをいただいたというようなことはございませんでした。ただ、その方針に基づいた各学校の実態に応じた細やかな運用、「これでいいんだよね」というような確認は当然あったわけですが、そこは打ち合わせをさせていただいて、「それで進めてください」というようなことで、あるいは「こういう微修正をかけてください」というようなところで、趣旨の確認みたいなところ

はさせていただいていますが、それについては申し訳ありません、私どもそこまでの記録は残してなかったもので、何件頂戴したか、それに対してどのような具体的なお答えをしたかというのは、記録として残しておりませんでしたので、私ども本市に対する各学校のお問い合わせは現在のところいただいてないというようなところで、お許しいただければと思います。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今説明をいただいたわけですが、今後コロナについては終息するまで教育現場から想定外の様々な問合せ等あるかもしれませんので、それについては一つ一つ丁寧に対応されておられるようですが、今後ともそういう想定外の問題についても一つ一つ丁寧に対応されるようお願いいたします。なお、やはり大事なことは、記録をとるということは必要かもしれませんね。報告、連絡、相談、記録と、そのことをもう少しご検討いただければありがたいと思います。

次に、受理番号3の江口元気議員、読書習慣についてでございますけれども、この中の②図書館と小中学校の連携について、でございます。小中学校と図書館の連携について答弁されておられるわけですが、第3次計画の課題の第4次計画への反映、つまり第3次計画の課題が出ています。それを第4次計画へどのように反映されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

もう1つは、第4次子ども読書活動推進計画でございます。この中の12ページに、第3次計画の取組状況と課題、この中で学校と学校図書館の取組においては、(2)に今後の課題として、学校図書館の活用を図るために、学校図書館支援指導員の更なる活用や保護者・地域ボランティア等との連携強化を進めることが必要、というふうに明記されております。したがって、これを受けながら図書館と小中学校が連携を図るうえでどのようなことが考えられますか、お伺いいたします。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 まず1点目のどのような答弁をされたかというご質問でございます。先ほど部長のほうから、質問の答弁を報告いたしましたけれども、それ以外の質問、答弁につきましては、学校の授業等で図書館の本が必要だった場合、図書館はどう取り組んでいるのかというご質問がございました。答弁では、図書館では学校カリキュラムに対応した図書の団体貸出に対応するため、学校と連携を図り調べ学習用図書の蔵書充実に取り組んでおります。また、図書館に来館しての調べ学習等では、資料の探し方や検索の使い方など助言し、利用にあたって様々な支援を行っております。

また質問では、学校では読書の習慣づけのために、どのような本を取り揃えていますかという質問がございました。答弁で、様々なジャンルの本や子どもたちに人気の本を取り揃えて、より多くの子どもたちが本を手にとりやすい環境をつくっておりますという答弁をいたしました。

2点目のご質問でございます。第4次子ども読書活動推進計画におきまして、どのように図書館と小中学校が連携を図るかということでございます。現在、学校図書館支援指導員と

図書館との連携でございますけれども、年2回の会合がございます。その中で、図書担当の先生と中央図書館の職員はもちろんですけれども、地区図書館におきましても児童担当がやっておりますので、その児童担当の職員と学校の図書担当の先生と連携しながら、学校図書館における課題、連携等をどのように進めていくかということで課題解決に向けて話し合いを進めております。具体的には、調べ学習等に活用するような図書の本の紹介とか、また、図書館に生徒さんが来るときもでございますので、そのときの本の探し方とか資料の検索方法など、そういった具体的な内容のことにつきまして先生との連携を図っております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今ご説明を伺って、本当に一つ一つ丁寧に対応されていること、感謝申し上げます。今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に受理番号 6、伊藤幸秀議員、平和教育についてでございます。この中で質問 3 点、1 つ目は派遣人数と対象者、2 つ目は大人向けの平和学習における発表、3 つ目が多様な取組を企画し内容を充実することについてでございます。提言としては 2 点、1 点目は学習発表型と市民参加型兼用の取組です。2 点目が動画配信と平和学習の教材化の推進でございます。質問と提言を織り交ぜながら 3 点このあと具体的に申し上げたいと思います。

まず 1 つ目でございます。派遣事業を通して平和の尊さあるいは戦争の悲惨さ、こういうことを生徒が理解することは極めて大事だと思います。このことについて市民の方々にも発信できることは大きな成果だなと思います。本年の 2 月に教育フォーラムが開催されたわけですが、その中でも大きな反響があったように思います。それで、本年度も派遣生徒 9 名が予定されているのですか。併せて、予算確保ができていますか。さらに、派遣生徒の対象者をどのように決められておりますかということで、お伺いします。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長。

○岡部生涯学習推進センター長 派遣事業については大きな成果があるという声をいただいております。本年度に関しても 9 名を予算化をしておる状態でございます。また選定に関しましては、各学校に作文を依頼しております。そして学校のほうで選定したものを指導課と生涯学習推進センターとで選定することとなっております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 どうぞよろしくお願いいたします。

次に 2 点目でございます。大人向けの平和学習における発表について、今後どのように考えておりますかということでお尋ねしたいと思います。提言として立川教育フォーラムの席で、教育委員会の代表者、学識経験者、一般市民、生徒の代表者等を対象にしたパネルディスカッションを検討してはどうかという提言でございます。なぜかと申しますと、市民の方の中には、学習発表型の一方通行的な感じがいたします。したがって市民の方が参加できるような、そういうことを望んでいる声も聞かれました。今回の 2 月に実施されました第 16 回の立川教育フォーラム、これまで学習発表型が中心であったように思います。改めて発足当時の趣旨は市民参加型で大変好評であると伺っているところです。したがって今後、学習

発表型から、市民の方が参加できるような市民参加型を検討してはどうですかという提案です。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長。

○岡部生涯学習推進センター まず、大人向けの平和学習における発表について、今後どのように考えているかについてですが、今後、多くの市民に発信するために大人向けの平和学習の発表、そして体験を掲載、そして多様な取組をして、内容をさらに充実をしていきたいと考えております。あと、パネルディスカッションに関しては、過去に行った経緯があるということですので、それも含めて考えていきたいと思っております。

そして、学習発表型が中心になっているけれども、発足当時の趣旨は市民参加型で大変好評であると委員から伺っておりますので、今後の検討としましては市民のためですので、委員の提言をもとに様々な方策を検討していきたいと考えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 一般市民を含めた参加型、そういうことでまたご検討いただけるようですので、児童・生徒の発表型とあわせて市民参加型、兼用でご検討いただければありがたいと思っております。

最後でございます。「多様な取組を企画し、内容を充実させていきたい」と答弁されておられます。そこで具体的に今後の取組の企画や内容の見通しはどのように考えておられますか。そのうえで提言としましては、平和学習の成果を学校へ動画発信をしたり、あるいは平和学習に資する教材を作成したりして生徒が活用できるようになることを提言いたします。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長。

○岡部生涯学習推進センター長 地域の運営協議会や地域のサークルから様々な提言をいただいております。また、こちらに関しては継続的に続けていきたいと考えております。また、提言に関しても、前向きに地域の運営協議会やサークル等と考えていきたいと思っております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今後、前向きに検討されるということですので、本当に期待申し上げますので、よろしく申し上げます。

次に、文書質問でございます。11の中山ひと美議員。質問としては教科担任制、1つは、モデル校の予定、2つ目にクラスや持ち時数の課題、3つ目にメリットやデメリットについて、でございます。

最初に、令和2年度から3年間、教育力向上推進モデル校として小学校で何校ぐらい配置される予定なのかについてお伺いしたいと思います。あと、成果の一つとして、いじめ・不登校の未然防止、このように答弁してございます。これについては具体的にどのようなことなのかお伺いしたいと思います。

2つ目に、教科ではどのような教科を期待しておられるのかなと思っております。また、クラスの数や持ち時数によってどのような課題が予想されるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

3 つ目、教科担任制をとった場合のメリットとデメリットについては、どのようなことが想定されるのか。また、運用上の配慮事項としてどのようなことが考えられるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○小町教育長 前田指導課長、お願いします。

○前田指導課長 まず1つ目のご質問といたしまして、教育力向上推進モデル校として教科担任制の研究にお取り組みいただく小学校の数でございますけれども、今年度、柏小学校と幸小学校の2校でお取り組みされる予定でございます。

また、答弁のほうでも述べさせていただいておりますが、一番の効果として期待しておりますのは、教員の専門性の向上や授業力の改善、それに伴う子どもたちの学力・体力の向上というのが一番の目的ではございます。

ただ、教科担任制を小学校で導入した場合の副次的な効果として期待しているものとしまして、例えば小学校の学級担任制度の良さとして、40人の子どもたちに対して1名の担任が多くの授業時数をともに過ごすことで、一人ひとり丁寧に見守っていくことができる。子どもと教員の関係性を密に保つ中で子どもたちを見守っていくことができるという部分があるかと思っております。その一方で、一人の教員で見守ろうとする時間が長くなりますので、どうしても手が足りなかったり、子どもたちを見つめる目も多角的な部分というのが難しかったりする部分が一方であろうかと思っております。

今回研究していただくと考えている教科担任制を導入することで、例えば2クラスの学年であれば、2名の教員がそれぞれクラスの壁を越えて子どもたちを見守ることで、その見守る目の多角的な部分がより広くできる。例えば、教員前田では気づくことができなかったお子さんの小さな変化を、隣の小林先生が授業をしているときには気づいてくれるかもしれない。そういったところで、子どもたちが困っている様子があるというような情報を拾いやすくなるというような側面があるかと思っております。そういったところで子どもたちの悩み等により気づきやすくなるのではないかと。子どもたちを見守る角度がより増えるそういった面が期待できるというふうに考えております。

また、不登校に関しましては、進学をしたときに一段と増加する傾向が例年見られると思っております。小学校と中学校の制度的な最も大きな違いは担任制度でございます。ですので、小学校の段階からある程度、担任制度の違いになじんでおくことで、中学校への円滑な進学につなげることができるのではないかと、そういった効果も副次的に期待できるのではないかとこのように考えています。そういった意味で、まず学力・体力の向上が見込める、というあとで、またより多くの教員が子どもたちと関わることで、今申し上げたような、いじめ、不登校の未然防止につながるような効果も期待できるのではないかとこのように答弁をさせていただいたところでございます。

続きまして、想定している教科でございますが、クラス数で変わってこようかと思っております。例えば学年を2学級で編制しているような学年の場合には、持ち時数の関係から、例えば社会と理科が5・6年生と全く同じ時間数になります。そこで社会が得意な小林先生と、

理科が得意な、私は理科が苦手なので大野先生がみると。そういう学年であればそういったことが可能であろうかと思えます。またそうではなく、前田先生は国語が好きなので、国語をじゃあ2クラスみますよというふうになった場合には、体育と例えば社会とか、体育と理科とか、そうといった組み合わせすると、だいたい同じ時間数になります。そういったような組み合わせでもって子どもたちを見守るというようなことも可能性としてはあろうかと思えます。では3学級、この場合はどうことができるのかといいますが、だいたい社会科と理科と体育科というのは、たいてい同じ時数でございます。それをうまく組み合わせでどういった工夫ができるかというようなことを予想しておるところです。

ただし課題としては、当然、一人の教員でもって複数のクラスの一つの教科を教えるわけですから、時間割を組むというのがとても難しくなってくる。そこをうまく組むことが、まず第一として必要になってくるというふうに考えてございます。

最後にメリット、デメリットでございますが、これまでお話申し上げてきたとおり、子どもたちを見守る角度がより多角的になるというのが非常に大きな利点としてございますし、得意な、教員の長所を活かした指導が子どもたちに対してできるというのは、子どもたちにとっても、指導者側が生き生きとしてくるわけですから、楽しい授業が受けられる可能性が高くなる、そういうメリットがあろうと思っています。また、自分の長所を活かした授業づくりをしていくわけですので、そういった意味においては、教員としてもノウハウをもって教科をやるわけですから、もしかすると働き方改革などにつながるのかな、なんていうことを期待しています。

ではデメリットは何かと申しますと、非常に複雑な時間割の構成が必要になりますので、ちょうどただいまのような緊急事態に陥った時に、時間割をどう組みなおすのかというようなことは、かなり複雑な作業になるんだろうなというようなことは今の時点では想定しています。また、先ほど申し上げましたとおり、小林先生と前田先生ではじめて成立するというようなペアリングになっていくので、あってほしくないなと思いますが、小林先生が体調を崩されてしまうと、なかなかうまくいかない。余人をもって代えがたい部分があるので、一人ひとりの先生方の健康管理というのは意識していただかなければいけない部分があるのかな、そんなような課題があるのかなと今の時点では考えておるところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 丁寧な説明ありがとうございました。この教科制のあり方について、成果なり課題なり、かなり期待されることは多いわけですが、そういう中で私としては是非お願いしたいのは、この教科担任制のシステムづくりについて、今、前田課長からいろいろなお話がございました。それについてはモデル校から情報提供して、指導性を発揮していただければありがたいなというのが1つでございます。

もう1つは、モデル校ではないですけれども、市内ですと第五小学校、藏重校長先生がリーダーシップを発揮しながら既に取り組んで今年で3年目になりますかね。そこでの成果なり課題、そういうものを是非取り入れながら、より良い教科担任制が導入されるよう、よろ

しくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(1)令和2年第1回立川市議会定例会報告について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 教育委員会職員の人事異動について

○小町教育長 続きまして、2 報告(2)教育委員会職員の人事異動について、を議題とします。
大野教育部長、お願いいたします。

○大野教育部長 それでは、教育委員会職員の人事異動について、ご報告いたします。

資料のご説明に入る前に、参考といたしまして立川市全体の異動規模について口頭で説明いたします。市全体では、部長級が6名、課長級が13名、係長級が53名、主任・主事級が132名の計204名の異動がございました。なお、部長職、課長職の人事異動につきましては、市ホームページに公開となっています。

それでは教育委員会職員の人事異動について、ご報告いたします。資料をご覧ください。

この表の左端に※印がある職員が本年4月1日に異動した職員であります。右端の旧所属というのが異動前の所属ということになります。

管理職につきましては、教育総務課長、学務課長、生涯学習推進センター長ということがあります。また、指導主事並びに係長・主査級につきましては9名ということがあります。係長・主査につきましては裏面のほうにも※印があります。

ここで1点修正があります。上から2番目の就学相談係長、藤間のところですが、これは組織改正ということですので左側の※印はとっていただきたいと思えます。

先ほど市全体で主任・主事級の異動人数のご報告をしましたので、この表には載っておりませんが、教育委員会の主任・主事級の職員の異動につきまして、学校に配置している職員を含めまして28名の異動でございます。

なお、前教育総務課長でした庄司康洋につきましては、まちづくり部交通対策課長へ異動しています。また、前学務課長でした浅見孝男は、福祉保健部生活福祉課長へ異動しています。また、生涯学習推進センター長でした五十嵐誠につきましては、本年3月31日付で退職をしたところでございますので、あわせてご報告いたします。

説明は以上となります。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 これまで教育委員会で様々活躍された方が退職されましたし、またあわせて異動された皆さんに心から感謝申し上げます。また、新しく就任された皆様、先ほどは丁寧なご

挨拶をいただいたわけですが、ご苦労をおかけしますが、どうぞご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(2)教育委員会職員の人事異動について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(3) 令和2年度児童・生徒数及び学級数について

○小町教育長 続きまして、2報告(3)令和2年度児童・生徒数及び学級数について、を議題といたします。

杉浦学務課長、説明をお願いいたします。

○杉浦学務課長 令和2年4月1日現在の通常学級における学級編制用の児童・生徒数及び学級数について、ご報告申し上げます。資料をご覧くださいと思います。

表にお示した児童及び生徒数は学級編制用の実人数であり、フリースクール等無認可校通学者及び長期不登校児童・生徒は除いたものでございます。

通常学級の東京都学級編制人数は小学校1・2年生が35名、中学校1年生が35名、それ以外の学年は40名でございます。

裏面に、平成31年5月1日現在の児童・生徒数及び学級数をお示しいたしました。昨年度に比べまして小学校通常学級が1学級の減、児童数は102名減、中学校においては3学級減、生徒数は13名減となっております。

4月7日現在の速報値が出ており、若干人数が変わっておりますので口頭で説明させていただきます。小学校児童数は8,421名、昨年に比べて88名減です。中学校生徒数は3,680名、11名減となっております。確定次第、東京都教育庁に報告をさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 ご説明ありがとうございました。また機会がございましたら、過去5年間を振り返り、また今後5年間、児童の推移がどうなるか、またお調べいただきながら機会がありましたらご報告いただけるとありがたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(3)令和2年度児童・生徒数及び学級数について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(4) 令和2年度特別支援学級児童・生徒数及び学級数について

○小町教育長 続きまして、2 報告(4) 令和2年度特別支援学級児童・生徒数及び学級数について、を議題といたします。

秋武教育支援課長、説明をお願いします。

○秋武教育支援課長 令和2年度特別支援学級等児童・生徒学級編制等数及び学級数〈速報値〉でございます。こちら4月7日現在の数となっております。特別支援学級につきましては4月1日から7日まで変更がございませんでしたので、お示しできることになりました。

上段、特別支援学級、固定学級、こちらは知的障害学級の児童数、生徒数となっております。小学校の児童数が120人、学級数が合わせて19、中学校の生徒数が67人、学級数が11という形でスタートしております。

次が、特別支援教室、通級指導学級の児童・生徒数でございます。特別支援教室につきましては学級編制という形では行わず、市全体の児童数もしくは生徒数を合計した数を10で割り返した形で教員数が配置されるという形になっておりますので、学級数というものはございません。通級指導学級につきましては学級編制を行っておりますので学級数も併せてお示ししております。

小学校特別支援教室につきましては、4月7日現在で342人の児童が利用する形になっております。通級指導学級につきましては、こちらは難聴言語障害の通級指導学級ですが、合わせて106人の児童が利用するという形でスタートしております。中学校につきましては、特別支援教室、今年度から全てが特別支援教室という名称で行うことになっております。合わせて101人の生徒が利用するという形でスタートすることになっております。

報告は以上です。

○小町教育長 報告は以上でございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(4) 令和2年度特別支援学級児童・生徒数及び学級数について、の報告及び質疑を終了します。

◎報 告

(5) 新型コロナウイルス感染症の対応について

○小町教育長 続いて、報告(5) 新型コロナウイルス感染症の対応について、を議題とします。

大野教育部長、説明をお願いいたします。

○大野教育部長 それでは、新型コロナウイルス感染症の対応について、具体的なご報告に入る前に、私のほうから一言お詫び申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応につきましては、時々刻々と変化する状況の中で、それらの対応に忙殺されまして、教育委員会事務局から教育委員の皆様への情報提供並びに教育委員会での協議の機会が大変少なくなってしまう

ったこと、また、迅速な情報提供ができなかったことにつきまして、お詫び申し上げます。今後につきましては、委員の皆様方へ、適宜、適切な情報提供に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。申し訳ございませんでした。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 それでは、新型コロナウイルス対策に伴う大きな教育活動の変更の部分について、ご報告申し上げたいと思います。

まず、小中学校の臨時休業期間でございます。臨時休業期間は、5月6日まで延長することといたしました。

この臨時休業期間中の子どもたちの過ごし方については、原則、不要不急の外出を行わず自宅等で過ごすよう各学校に指導をお願いしているところでございます。また、その自宅に子どもたちがいる間、学校ホームページ等をフルに活用して学習支援等が行えるように、教員たちが随時、学習プリント等を活用できるように各学校をお願いしているところでございます。

では、長期間ずっと室内だけで子どもたちが過ごすのかという部分がございますので、校庭開放については、引き続き平日に限って行うというところで各学校と確認をしております。併せて、子どもたちが教員たちに直接相談することが必要な場面が出てくるかもしれません。そういった意味において、子どもたちが電話でもいい、学校に直接行ってもいいということで相談日というものを各学校で設けてもらうように現在、体制づくりをさせていただいているところでございます。これらの対応を継続しながら、5月6日までの臨時休業期間に対応していければというところが一つ大きな部分でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 前田指導課長、ご説明ありがとうございました。また、開会前に小町教育長のほうから、今般の取組についての報告がなかったということでの謝罪がありました。また今、大野教育部長からも同様の説明がございました。日々刻々と変化する中で、状況を把握しながら引き続き適切な対応、よろしく願い申し上げます。そのうえで、前田指導課長から説明がございました件について、私のほうから何点かお伺いしたいと思います。あとは提言も申し上げたいと思います。

まず、臨時休業が5月6日まで延長されたわけですが、この中で、教科書の配布の件、学校の校庭開放の件、あと勤務体制についてお伺いします。

最初に教科書の配布ですが、4月6日及び7日に入学式、始業式が行われたわけですが、その中で児童・生徒への教科書の配布が28校全て完了しておりますかということでお伺いしたいと思います。また、配布が完了していない場合は、相談日やあるいは家庭訪問等で配布するのですかということでお尋ねしたいと思います。

2点目は校庭開放の件でございます。この学校対応として、居場所確保の取組として校庭

の開放が月曜日から金曜日の10時から12時、14時から16時と。この中で児童・生徒の安全確保は学校が行うのですか。あるいは、シルバー人材センターは既に対応をしない取り決めがあったようですが、それとは別な安全管理員さんとか、そのような制度を考えておりますかということです。先ほど前田課長から、平日に限ってということであったわけですが、土日の校庭開放は考えていらっしゃるのですか。もし考えているとすれば、それをどのように対応されますかということでお伺いします。

3点目の質問でございます。勤務体制として、会計年度任用職員あるいはALT、学校図書館支援員等の勤務体制はどのようになってございますか。

以上3点でございます。よろしくお願ひします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 まず、ご報告でございます。4月6日に小学校の入学式、4月7日に中学校の入学式を、卒業式に準じて縮小した形で実施をいたしました。各学校から受けた報告の中では、各学校とも適切に式を実施して終了したという報告を受けておるところでございます。以上でございます。

まず教科書の配布についてでございますが、入学式、始業式で児童・生徒への教科書の配布が完了しきれなかった学校がございます。それらの学校については、委員のほうからご指摘がありましたように、相談日や家庭訪問等を通じて配布を完了させるという予定でございます。

続きまして校庭の開放についてでございますけれども、子どもたちの安全確保につきましては、教員たちがこれまでと同様に校庭開放の日には、校内あるいは校庭でもって子どもたちの安全管理をしていくというふうに考えておるところでございます。ですので、そのための特別な管理員の人を置くということは現時点では考えてございません。

また、土日の校庭開放は現時点では考えておりません。といいますのは、東京都全体でもって、土日は外出等の自粛要請が出ているというような状況下でございます。

ただ平日に関して申しますと、ご両親が仕事に行っているであるとか、あるいは平日、本来学校で勉強か遊んでいるはずの子どもたちが長期間にわたって室内で過ごさなければいけない中で、これは不要不急ではなくて、少しでも気分転換させてあげないとダメだというような場合に、校庭があるというのは子どもたちにとって、何でしょう、常時使うという意味ではなくて、ひとつ安心感につながるのではないかとということで、平日に関しては校庭開放の時間を決めるというような対応をとっているところでございます。

3点目です。勤務体制についてご質問いただきましたけれども、会計年度任用職員につきましては、有休職免等の形での対応を考えておるところでございます。また、委員のお話の中にありましたALTでありますとか学校図書館支援員につきましては、実は業者委託の中で派遣させていただいている職員の方になりますので、業者とその取扱いについて、今検討させていただいております。ただ、ALTや学校図書館支援員の方々というのは、場合によっては遠隔地に住んでいらっしゃる方が電車を乗り継いでいらっしゃるというよう

な可能性もございますので、様々な感染防止の観点から、できる限り来校を控えていただけるような形での調整ができないかというところで今、業者と調整を図っているようなところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 一つ一つ適切に対応されているなということで、本当に感謝いたします。

そのうえで、5月6日以降、新型コロナウイルス感染症が長期化すると私は考えているんですね。その場合に、どう教育委員会として対応すべきか、そのことについて何点か提言申し上げたいと思います。

まず1点目、教育課程が崩壊しないように、長期休業の短縮と授業の実施を考慮してはどうかということでございます。2点目、コロナウイルス感染症が終息した場合は、土曜日の午前中の授業を認めていただくことはどうかということ。3点目、宿泊行事は短縮して実施してはどうかということでございます。4点目、学校行事の見直しをし、場合によっては実施をしないことも認めてはどうかということでございます。例えば体育的な行事であったり文化的な行事、こういうものは中止するか、場合によっては簡素化するか、検討してはいかがでしょうか。最後でございます。先ほど前田課長のほうから、学校から発信するメール等あるわけですが、授業に関して、例えばユーチューブなどの配信、その辺りを検討できたらいいのではないかということ。提案です。

以上5点、提言申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

○田中委員 前のは提言ですからご検討いただいて、そのうえで、危機管理に伴う教育委員会と教育委員の風通しの検討について、何点か申し上げたいと思います。先ほどの回答と重複するかもしれませんが、質問3点申し上げたいと思います。1点目は、学校への文書の発出数、これは先ほどお話がございました。2点目は、臨時校長会の開催数、何回あったのか。3点目が、教育委員への発出数でございます。

まず1点目ですが、この感染症対策のために3月1日から4月8日まで、学校へ国や都あるいは立川市独自の文書等の発出数は何件ですか。先ほど課長のほうから説明がございましたので、それで承知いたしました。

2点目、その間、臨時校長会の開催と学校現場からの問い合わせが何件ございましたか、その主な内容はどのようなものですか、というものでございます。

3点目、3月1日から4月8日まで、教育委員へのメール等の発出数は何件ございましたか。特に、新教育長の設置のもとで、今般の新型コロナウイルス等の感染症対策について、教育委員への迅速な情報提供や会議の招集については適切であったのかどうか、ということでお伺いしたいと思います。

最後でございます。今般の事案に伴い、教育委員会としては教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化が適切に担保されていたのかどうか、でございます。先ほど小町教育長あるいは大野教育部長からその辺の説明がありましたので、もしこの点で何か追加等ござい

したらお伺いできればと思います。

いずれにしても、本事案を通して教育委員会からの情報提供や協議が極端に少なかったと思います。したがって、事務局と教育委員の信頼関係を損ねる結果となる重大な事案である、私はそのように考えております。そのうえで、今後、具体的なことは、先ほど申し上げた質問事項を再検討していただいて、情報共有をこれまで以上に図ることを強く要請いたします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 それでは、これまでの臨時校長会の開催の数、教育現場からの問い合わせというところでお答えをさせていただきたいと思います。

3月1日から4月8日までの間に開催した臨時校長会の開催は2回でございます。そのときに開催にあたりましては、校長会の役員の先生方と開催の趣旨について十分意思疎通を図った上で開催をさせていただきました。主な趣旨は、方針自体は校長会として分かっているんだけど、全員でそのニュアンスについて直接、教育長や部長、各課長から言葉でもって伝達してほしいというようなところで臨時校長会を開催させていただいたところでございます。

また、4月1日にも臨時校長会を開催させていただいておりますが、新規に着任した管理職等がいる中で、各学校の対応がこれまでの立川市の対応とずれないように、また、あの時点で4月12日までは見通して対応を検討しておりましたので、そういったことについて確認をするために臨時校長会を開催させていただきました。

そういったことから、各学校からその方針や考え方についてお問い合わせをいただいたというような部分についてはございませんでした。ただ、先ほど申し上げましたとおり、運用にあたっての確認については、今後しっかり記録を残していくような形で対応はしていきたいと考えておるところでございます。2つ目の質問については以上でございます。

○小町教育長 小林教育総務課長。

○小林教育総務課長 教育委員の皆様方へのメールの発出件数ですが、3月1日以降、4件でございます。内容としては、平成31年度卒業式、修了式についてのご報告、続きまして入学式、4月1日開催の辞令伝達式について、教育活動における4月6日から13日の対応について、先ほどご報告させていただきました臨時休業延長に伴う対応について、施設の休館についてでございます。

教育委員会の制度の意義としては、合議制という様々なご意見を集約して中立的な意思決定を行うことでありますとか、地域に住んでいる方の意向を踏まえて、そういった内容を反映した教育行政を実現していくことが教育委員会制度の根幹でございます。当然、教育委員会の運営を行っていくには、きちんとした、またなるべく早い的確な情報提供をしていくことが必要でございます。今回、教育委員の皆様が新型コロナウイルスで影響を受けた教育委員会の様々な事業ですとか、特に小中学校への対応について、日々刻々と変化している学校現場の状況について、ご連絡ができなかったことを深く反省しております。誠に申し訳ございませんでした。

今後は、メールや、また直接のお電話等で教育委員の皆様へ情報を提供させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今、二人の課長さんから説明をいただいたわけですが、改めて教育委員会って何なんですか、そのことを本当に私たちは今回痛切に感じました。なぜかと言いますと、やはり教育委員としては、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、これが大きな私たちとしての役割に入ってきますね。そのための教育委員によるチェック機能が全然今回果たせなかったなど後ろめたさもあります。いろいろな他地区の教育委員会の情報を見ますと、当市はあまりにもひど過ぎます。今、小林課長からもお話がありましたように、是非このことをしっかりと反省していただいて、再びこういうことが起きないように取組をお願いしたいと思います。

非常に今回はそういう面で、私たちも改めて、「教育委員会って何なんだろう」、その原点に立ち返って新たにしっかりとチェック機能を果たしてまいりたい、そう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほかに、ございますか。小林委員。

○小林委員 今回のこの状況は、本当にかつてない初めての出来事で、職員の皆様も大変な思いをしてお仕事をされていると思っております。本当にお疲れさま、ありがとうございます。そして部長からのお話がありましたように、これまでの経過を報告する機会を逸してしまった、迅速な情報提供ができなかったというような言葉をいただきましたので、それを受け止めさせていただきます。

私としては、報道などでもいろいろと、どこの地域の学校がいつから始まるとか、どうなっているとか、いろいろ報道がされますので、私もいつ呼び出しがあるかと思ってスマホは常にそばに置いて、それから留守にするときは夫にメールチェックを頼んで心の準備をしておりましたが、なかなか連絡いただけなくて、何かすごくむなしいというか、寂しい気持ちになりました。今後も常にこちらは準備をしておりますので、いつでもご連絡いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほかに、ございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 知らなかったということになるべくないように、今後とも連絡のほうよろしくお願いいたします。

今回、この対応についてですけれども、4月13日に登校させるのが心配だという声もたくさんありましたので、5月6日まで休業としていただいてよかったかなと思っております。保護者としては、昼食どうしよう、学力、体力、子どものストレスは大丈夫なのかと本当に心配は尽きないわけですけれども、そこでホームページを使っての学習支援、進めていただくということで。

私の子のお話で恐縮ですけれども、受験生になりまして、本人もこの2か月、学校に行って勉強してないということに不安を感じているようで、「おれ受験生なのに2か月も勉強してな

くて大丈夫かな」と言っていました。だからといって、じゃあ、そこにたまっているものを勉強したらと言ってもやらないんですけれどね。やはり子どもって、学校から何日までにやってきてねという宿題などがあれば、まじめにちゃんとやるんですけれども、それがないとやらないという現実がありますので。現状ホームページを見させていただくと、学校によって、課題をとりに来てねという学校もあれば、コンテンツを載せてくださっている学校もあるけれども、何も無いという学校もありますので、学習に向けて充実していただければと思っています。課題がある学校、課題がない学校、かなりやる子、やらない子、そして受験生でいうと他の地区の、先ほど ICT の話がありましたけれども、オンライン授業を行っているような学校と比べても、どんどん差が開いていくのかなということは大変心配しております。大変だとは思いますが、対応のほう、よろしく願いいたします。

それと、この資料の中で気になったことを2点ほど質問させていただきます。

相談可能の時間のことでありますが、8時半から10時半ということで、先生方も通勤で感染のリスクとかがあると思いますけれども、先生方の時短勤務であるとか在宅勤務であるとかということは考えていらっしゃるのでしょうか。

それから、入室の前に、手洗いとうがいを徹底させる、とありますけれども、手洗いは分かれますが、うがいというのは自宅でやる分には大変いいと思いますけれども、学校に行つて給食もないのにうがいをするというのはどうなのかなとちょっと気になりましたので、お伺いします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 まず1点目の時間と教員の対応についてでございますけれども、2時間、例としてお示ししてございますけれども、それは2時間子どもたちを留め置くという意味ではございませんで、その間、子どもたちが学校のほうに来ることができる時間として幅をもたせたというふうにお考えいただければと思います。一方で教員の勤務についてでございますが、委員ご指摘のとおり、実際、教員が出勤してくること自体、感染防止に何とかできないのかという部分は本当にそのとおりだと思っています。ですので、こちらにお示ししました全校をグループに分けて幾つかのグループにして登校させるというのは、職員が全校体制で準備をしなくても可能な形、学校全体に3密が必ず発生しないような形というような工夫の中で、このような形でお示しをさせていただきました。

とても乱暴な言い方をしますと、例示のとおりいきますと、学校に集まって来るかもしれないお子さんの数は最大を見積もったとしても3分の1でございますので、対応しなければいけない教員たちの人数も3分の1、では、そこで対応しない教員たちに対しては、どうしても出勤しなければできない業務等がない場合については、自宅勤務含めて対応できるような形をとっていきたいと考えておりますし、教員たちが実際出勤してくる部分についても、時差勤務を奨励して、例えば、全て午前中に閉めさせていただいておりますので、早い時間に学校に出勤していただいて、その分早めに退勤していただくと、そういったことでラッシュアワーを避けて通勤していただくとか、そういった形での呼びかけというのを進めていき

たいと考えておるところでございます。

手洗いとうがいでございますけれども、手洗いをしっかりやるというのはもちろんですが、呼気にウイルス等が含まれる可能性があるというような表現があったことから、子どもたち、学校に来るといふ時に、うれしく遊び回ってきてしまう子ども中にはいるのではないかというようなところから、お家に入るときと一緒に、そのぐらい気をつけてねというようなニュアンスで書かせていただいたところでございます。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 うがいのほうは、伊藤委員に伺いたいのですけれど。

○小町教育長 伊藤委員。

○伊藤委員 うがいは直接蛇口からいくのですか。それともコップを持ってこさせるのですか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 各学校で子どもたちが実際うがいを行うときは、自分の手をコップ代わりにしてとか、あるいはコップを使ってやるということです。

○小町教育長 伊藤委員。

○伊藤委員 ただ、今の子どもたち、下から出てくるお水を吸ってお口の中に入れて上で、ぶくぶく、がらがらというようなことをするのが意外と苦手な子が多いので、ですからそういう形でしたら、普段から先生方がうまく蛇口に口をつけないでお水を吸い込む、もちろん手を洗ってからでないとそれはできないので、じゃあどうするのか。それから、校庭で遊んだ後に手を洗って帰るのかどうか。ということは校庭開放の場合は、外にタオル等はどのようにするのかというようなことも含めて、細かいところで少し考えていただければと思っております。

もう1点、委員の皆様は今までの対応についてのご意見を述べられましたけれども、私、自分の子ども3人、医療関係にいますけれども、意見がもうバラバラですね。それから、東京都と国との意見の違いであるとか、例えば、厚労省からは、歯科医療関係者は最低限の応急措置にとどめるというようなことを言っている反面で、違うところからは通常でいいというようなことが入ってまいります。

ですから、こういう事態に対して大勢の人の公平な意見を聞いて対応するというのは、なかなか難しい事態であると私は考えておりますので、スピードをもって我々に協議をいただくのももちろん大切ですが、ある程度トップダウン式で、今までのような形でやっていたことが、逆にこういう中では必要なのではないかなというふうには、これは私の意見ですけれども思っておりますので、決められたことを報告をとということももちろん必要だとは思いますが、どんどんご意見を通していただいて、子どもたちのためにというふうには考えていただければ問題はないのではないのかというのが私の意見でございます。

○小町教育長 では、私からも一言申し上げさせていただきます。今回のコロナウイルス感染症というのは、今までの感染症の対応と全然違う、想定外の展開をしております、そういった意味では教育委員会の皆様への情報提供、協議の機会を設けられなかったことに対しては

重ねてお詫びしたいと思っています。今後に関しましては、情報提供、決定前の情報含めまして個別に連絡させていただいて、対策本部の本部長は市長でございますので、市長のほうに報告させていただいて、私のほうから発言させていただければというふうに思っています。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(5)新型コロナウイルス感染症の対応について、の報告及び質疑を終了します。

○小町教育長 次にその他に入ります。

その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○小町教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、第8回立川市教育委員会定例会は、令和2年4月23日木曜日、午前10時、210会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和2年第7回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後3時58分

署名委員

.....

教育長